



荒川区では、新たな基本構想の策定が進行していることを受けて、荒川区の都市計画に関する基本的な方針である、(仮称)荒川区まちづくりマスタープランを令和8年度から2箇年で策定します。

策定においては、荒川区全域や地区ごとの街づくりの将来像のより望ましい方向などを話し合うために設置する「荒川区まちづくりマスタープラン策定委員会」のメンバーとして、区民の皆さまの幅広いご意見を街づくりに反映するため、区民委員を募集します。

対 象 : 令和8年4月1日現在、満18歳以上の区内在住、在勤、在学の方。

任 期 : 令和8年6月～令和10年3月(予定)

公募委員 : 荒川区まちづくりマスタープラン策定委員会

応募期間 : 令和8年5月21日(木)～令和8年6月1日(月)

応募方法 : 担当窓口へ直接持参していただくか、郵便または電子メール(必要書類を添付)にて受け付けます。

応募先・問合せ先 : 〒116-8501 東京都荒川区荒川2-11-1

荒川区防災都市づくり部都市計画課 都市計画担当

TEL 03-3802-3111 (内線 2812)

FAX 03-3802-0046

ホームページ <http://www.city.arakawa.tokyo.jp>

(応募用紙を印刷できます)

1 (仮称)荒川区まちづくりマスタープランについて

都市計画法で各自治体が定めることとされている「都市計画に関する基本的な方針」であり、区の将来都市像の具体的イメージと街づくりの到達すべき目標を、項目別に整理してまとめたものです。

すべての街づくりの施策の指針となるもので、今回の改正では概ね 20 年先までを見据えた内容を検討する予定です。

なお、現在の方針である「荒川区都市計画マスタープラン」は、平成 21 年 3 月に定めたものです。

2 荒川区まちづくりマスタープラン策定委員について

「荒川区まちづくりマスタープラン策定委員会」は、学識経験者、区議会議員、区内関係団体、及び区内在住・在勤・在学の方等、幅広いご意見を反映できるよう構成します。委員は、年に4回程度開催される会議(原則として平日昼間)に出席していただき、策定のための検討・審議に参加していただきます。

3 区民委員募集要項

(1) 募集人数 3 名程度

(2) 募集期間 令和 8 年 6 月 1 日(月)まで (郵送の場合は必着)

(3) 応募資格 次の要件を満たす方ならどなたでも応募できます。

・令和 8 年の 4 月 1 日現在、満 18 歳以上で荒川区在住、在勤、在学の方。

・荒川区議会議員及び荒川区職員でない方。

・委員会を平日、昼間に開催する場合にも出席できる見込みの方。

(4) 任期 令和 8 年 6 月 ~ 令和 10 年 3 月(予定)

(5) 報酬 本区規定による

(6) 応募方法

以下の書類に必要事項をご記入のうえ、持参、郵送または電子メール(必要書類を添付)のいずれかによってご応募してください。

なお、応募された書類は返却しませんので、ご了承下さい。

・応募申込書(荒川区ホームページからダウンロードできるほか、区役所北庁舎 3 階防災都市づくり部都市計画課にて配布しています。

・小論文(400 字程度、用紙は任意)

テーマは、①荒川区のこれからの街づくりに必要な視点 または ②これからの荒川区が目指すべきまちの姿についてです。

※応募に関して区が取得した個人情報については、原則として荒川区まちづくりマスタープラン策定委員会に関する事務以外の目的では使用致しません。

(7) 選考方法

提出していただいた書類をもとに選考し、書類選考合格の方は二次選考の面接に参加していただきます(応募者多数の場合は、参加動機、小論文の評価により、選考を行います。)

選考結果は別途、応募者全員にご連絡いたします。

面接予定日:令和 8 年 6 月 11 日(木)、令和8年6月 12 日(金)

(8) 応募先・問合せ先

荒川区防災都市づくり部都市計画課(北庁舎 3 階) 担当:岩田、赤坂

〒116-8501 東京都荒川区荒川 2-11-1

電話:03-3802-3111(内線 2812) FAX:03-3802-0046

E-mail: toshikeikaku@city.arakawa.tokyo.jp